

一 般 質 問 通 告 書

平成 22 年 2 月 24 日 提出

嵐山町議会議長 藤野 幹男 様	議席番号 13	氏 名 渋谷登美子	受付番号
下記のとおり質問したいので通告します			
No.	質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
1	公共サービスのありかたについて	<p>公共サービス基本法が制定されたが、以下の点を聞く。</p> <p>(1) 本法施行による町の責務についての見解</p> <p>(2) 住民生活の多様化より必要とされる新たな公共サービスも必要になっている。ニーズ把握と公共サービスの合理的施策についての仕組みづくりの展開が必要だが、考え方を聞く。</p> <p>(3) 行政と町民の協同によるコミュニティビジネスの起業についての展望を聞く。</p> <p>(3) 公共サービス基本法 11 条の規定の具体化を進める必要がある。嵐山町ではたとえば、ゴミ運搬業務は民間が実施している。又、学童保育は公設民営で行っている。保育所は民間事業者が行っている。非公務員の労働条件・公共事業に携わる人の労働条件を確立するため、公契約条例の制定が必要だが、考え方を聞く。</p>	町長
2	子どもの貧困について	<p>(1) 年収 200 万円以下の場合貧困と称するが、嵐山町の子どもの親の収入についての調査を行う必要があるが、把握している子どもの貧困状況について聞く。行っていない場合、今後の実態把握は。</p> <p>(2) 貧困と虐待はつながりやすい。親の状況によってはネグレクトが推測される場合がある。保育園就園の働きかけ、生活保護申請の働きかけは。</p> <p>(3) 貧困と学力とは相関関係にある。低学力解消と IT 社会での格差解消をどのように行うか</p> <p>(4) 学校外の活動、スポーツ団体や、ガールスカウトなどの各種活動への参加も貧困の場合、難しい。が、学校外の教育環境の充実と支援は。</p>	<p>子ども課長</p> <p>教育長</p>